

第15日

平成28年12月20日（火）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第97号議案ほか7件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました第97号議案ほか7件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

条例の改正の内容としましては、番号法に条例で定めた事務の特定個人情報を市町村間でやりとりすることを認める規定が追加されたこと及びそれに伴う秘密保持義務、情報提供等の記録などの規定が追加されたことによる、それぞれの条及び号が繰り下がったことに伴う規定の整理です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

国家公務員の勤務時間、休暇等の改正方針に準じた職員の介護に関する休暇等の改正及び児童福祉法の一部が改正されることに伴う規定の整理を行いたいので、この条例を制定しようとするものです。

主な改正内容としましては、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設すること及び特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子など、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も、早出遅出勤務並びに深夜勤務及び

時間外勤務の制限の対象とすることについての規定の整備であり、並びに児童福祉法の一部が改正されることに伴う規定の整理であり、養子縁組里親が定義づけられたことに伴い、養育する子の範囲を拡大するために追加した規定を改正するものです。

執行部の説明によりますと、介護休暇の分割、介護時間の新設等で、現在は職員と法律上の親子関係にある子に限られていたものを、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休暇等の対象とし、これに伴い、早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限について、職員が養育する子の範囲を拡大し、あわせて育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の対象範囲について、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設等に小学校に就学している子の出迎えに赴く職員に適用するものであります。

また、学校教育法の一部改正により義務教育学校の制度が新設されたため、小学校に相当する義務教育学校の前期課程を加える必要が生じたもの、特別支援学校の小学部に就学している子を養育している職員も対象であるということを明確化する必要が生じたため、特別支援学校の小学部を追加し、小学校の定義の整理をするものであります。

指定期間については、職員の申し出に基づき、市長が一の要介護状態ごとに3回以下、合計6カ月、六月以下の範囲内で指定するものです。

介護時間を新設することについては、日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務をしないことが相当であると認められる場合、連続して3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設することです。

本委員会といたしましては、時代の流れで介護等の必要性が高まっており、市職員のワーク・ライフ・バランスを図っていく上で制度の使い勝手をよくするものとし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成28年8月の人事院勧告で、国の指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当が1.75月から1.85月に、0.1月分、引き上げられ、多くの市において、国の指定職の期末勤勉手当支給率に準ずる考え方により、平成28年8月の人事院勧告の内容に準じるものとし、勤勉手当支給率0.1月分の引き上げを期末手当支給率に置きかえ、期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものです。

また、朝倉市においては、平成27年度までは、特別職、議会議員ともに各条例において、期末手当の支給については朝倉市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるの規定により、職員の期末手当支給率により支給していたものを、県内他市同様に、国の指定職の期末勤勉手当支給率に乗じる取り扱いに改定するものとし、本年3月の定例議会において条例改正を行ったところであります。

条例改正として、また国の施行日が法律の公布の日から、県内多くの市が施行日を公布

の日、12月1日適用とする予定であることから、国に準じた形で、平成28年度においては、12月期の期末手当で0.1月分の支給調整を実施し、平成29年度以降、0.1月分を6月期に0.05月分、振り分けることも国に準じたところ です。

支給率を改正することによって、特別職の期末手当と共済費で約27万3,000円、市議会議員の期末手当が約81万1,000円で、合計約108万4,000円の増額となる見込みです。

県内の支給率の状況については、福岡県は3.25月へ改定済みで、政令市2市を除く26市では、期末手当を3.25月へ改定予定なのが朝倉市を含め18市、3.2月が1市、2.95月が4市、2.6月が2市です。豊前市については、特別職のみ2.6月で、議員は3.25月へ改定予定 です。よって、議員の3.25月への改定予定総数は19市となります。

審査に当たっては、多くの質疑がありました。議会報告会等で3月議会での期末手当が 上がったことにも市民からの意見があり、現状、朝倉市の財政見通しが明確でなく、それ に合わせ具体的に行財政改革を今後どうするのか、また、大型事業を抱えている中、現段 階で年度内に二度も期末手当が改定され、支給されることに対し、市民の理解を得られな いのではないかと。

支給に関しては、今後のことも含めて、一定の基準を定めていく必要がある。年度内に 二度の改正については、3月議会での条例改正においては、平成27年度の人事院勧告分で あり、その際、職員団体との調整があり、議案上程の時期的なずれが生じたもので、今回、 28年度の人事院勧告に伴う条例改正での上程となり、結果的に年度内に2回ということで、 今回が特別な年度になった。ことし3月、国の指定職に準じて合わせたが、合併後からは ずっと率が低いままであったが、民間の状況がよくなり、景気の動向に反映したもので、 これは朝倉市の景気動向ではなく、全国的な動向状況である。この12月をずらすとなると、 来年以降で調整できるのか、また、今後の景気が上がるのか、下がるのか、わからない状 況の中で、難しい判断である。仕組みに乗らないと、さまざまな意見があることは理解で きるが、調整が非常に困難である。これは恣意的なものとしてではなく、何らかの基準を 設けることがとても重要であるとの答弁でした。

また、市民感情として、特別職はもらい過ぎ、高給取りではないかと思われがちではな いか、また、人事院勧告という観点から民間に準拠するとあるが、地方の経済が活性化し てないことに準拠されていないとの見方があるのではとの質疑に対し、朝倉市の議員報酬 本俸でいけば、県内26市の中でも18位の低位であることが現状で、近隣他市と比較しても、 もらい過ぎに当たらないと理解している。また、朝倉市の景気動向等、特別にこの地域だ けの底冷えなどの財政状況で給与等を扱うようにするのであれば、議員報酬本俸で調整す るのが適当ではないかとの答弁でした。

また、執行部としては、3月議会時に説明してきたのと同様で、今後も人事院勧告時で の改正がある場合は、特別職の改正に限り全員協議会で事前に説明をし、事前に意見を聞 く機会を設けるとのことでした。

本委員会としましては、国の動きも大事だが、地方自治体は市民を見るべき、大型事業を控えて財政見通しを不安視しているさなか、議会はチェックする立場において、行財政改革をするか否か明確に示されていない。そういった状況を踏まえ、執行部も議会も今が頑張り時期だと思いを込めて、改正すべきではないという反対意見もありましたが、行財政改革の部分も勘案しつつやっっていく問題であるが、例えば議員定数、職員定数管理など、トータルで見て対応していくことが3月議会で議決されて進められた朝倉市としての方向性を、執行部においては手順を踏んで、それに沿って改正をしたという経過があり、一定の方向性をもって改正していることを確認しながら、今後、一定の基準に基づいて進めていくべきであり、また安定的な制度の維持、仕組みを維持することが大事であり、人事院勧告の基準が定められ、これを運用していくことが一番明快である。

今後も景気の動向を含め、市の財産等において厳しい状況が予想されるが、その時々で判断するに当たり、制度、仕組みを維持することが一番安定的で、また客観的である。将来、議員になられる人にとっても、万一、批判を受けられるようなことがあった場合も、市民に対しきちんと説明できる仕組みでもあること等を勘案し、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

期末勤勉手当については、勤勉手当を職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分、引き上げるもので、民間の支給割合に見合うよう引き上げるものです。月例給についても同様に、平成28年に人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定方針に準じて、市職員の給与改定を行いたいものです。

扶養手当については、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで段階的に減額をし、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当等を引き上げるものです。

住居手当においては、持ち家に係る住居手当の支給については、平成34年度末に終了するよう経過措置を設け廃止するものです。平成17年、人事院勧告の給与構造改革の給与水準引き下げに係る経過措置額（現給保障）については、平成31年度末に終了するよう経過措置を設け廃止するものです。

本委員会としましては、市民の目線では財政を心配している中で、執行部はしっかりとした財政計画を立てられて、市民に安心感を与えた上でアップすべきという観点で、今、改正すべきではないという反対意見もありましたが、行財政計画の中で、職員の人員が減らされてきており、定数の管理がなされているなど、全体を通して行財政改革の考え方、個人の給与に対する考え方は、ある一定の基準に基づいて行われるべきものと考えられること、また、安定的な制度の維持という観点で、人事院勧告に準じてやっっていくことが一番わかりやすいやり方であり、市民の厳しい目があるかもしれないが、これに見合った働きをし、市民サービスの向上につなげてもらうことを期待し、賛成多数により原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、第108号議案第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本計画の変更についてです。

第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

執行部の説明によりますと、朝倉市の総合計画の計画期間は、合併後の平成20年度から10年間の平成29年度までとしていますが、1年延長し平成30年度までとし、計画期間を11年間に変更するものです。

朝倉市でも行政運営上、実効性があり実用的な総合計画にするため、次期総合計画を市長の施策方針と連動して計画する考えであり、そのためには現計画の計画期間、1年間延長が必要となるものであります。

単なる1年間延長することで、数字をそのまま残すのではなく、チェックをし、次のアクションに行く、28年、29年、30年をどうするのかということ盛り込むと、すばらしい計画書になるのではという意見がありました。

執行部としては、数値目標の進捗状況を追いかけているところであり、達成できてない部分の問題点を洗い出しながら、第2次に向けての目標設定等を次の計画策定に生かしていきたいというスタンスで臨みたいという答弁でした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第109号議案財産の処分についてです。

筑前あさくら農業協同組合、いわゆるJAに財産を処分するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

執行部の説明によりますと、JAと平成25年に基本合意書を締結して以降、不動産鑑定を行い、契約面積の確定、売買条件の協議を進めてきたとの経過説明がありました。

朝倉農業高等学校跡地の土地取得としましては、平成23年4月に県有地の取得が、平米単価3,170円での取得が行われましたが、校舎や学校施設等を含むものとしての説明でした。今回のJAとの契約地は、校友会からの寄附地が大部分を占め、一部に県有地の譲渡地を含む用地であるとのことでした。このため契約地の不動産鑑定は別途に行われ、土地の形状、道路との接道、造成等を考慮した現状の土地の鑑定評価を平成26年に行ったとの説明でした。

本件契約は、今年度11月に基本協定書を締結し、全体面積2万998.31平方メートルの不動産鑑定の時点修正を平成28年10月に行い、土地鑑定は平米単価4,900円で、現状渡しの条件で鑑定されたものであり、本契約部分の面積割96.84%の2万335.02平方メートルで

の算出をし、9,964万8,360円となり、その価格から合意条件である建物等の解体費相当額1,020万円を控除し、8,944万8,360円で市有財産売買の仮契約を行ったとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第110号議案財産の取得についてであります。

本案は、端末振る舞い検知システムを取得するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、富士通株式会社九州支社と随意契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、ことし9月の補正予算で議決した予算の執行であり、総務省の指示に沿った平成28年度地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の945万円を用い、ウイルス対策ソフトで検知できない未知のウイルス等の脅威への対策を図るため、ネットワーク配下の全行政職員が使用する情報通信端末と全てのサーバー、合わせて約700台を監視下に置く端末振る舞い検知システムを構築するものです。

費用の内訳としましては、センサー7台及び端末、サーバー約700台の5年分のライセンス費用として1,540万9,440円、構築作業費として561万6,000円、合計2,102万5,440円の契約額となります。

システムの導入業者の選定に当たっては、本市のネットワークの構成や設計情報を把握していることが必要であり、これに該当しますのはネットワークの設計・構築を行いました富士通株式会社九州支社のみとなり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、性質または目的が競争入札に適しないものを適用し、随意契約を締結するものです。

執行部の説明では、定価で積み上げた場合の税込み価格では3,171万9,600円であり、ぎりぎりまで価格交渉を行った計画、契約額と比較して3分の1以上の値引きが実現できているとのことであり、またウイルスの侵入経路や手口が巧妙化し、ウイルス対策ソフトのメーカーも苦慮するような深刻な状況にある中、ウイルス対策の新たな手段として本システムを導入しようとするものであるということでもあります。

本委員会といたしましては、ウイルスの脅威ははかり知れないもので、先手の対策を打つことは重要であると判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第112号議案指定管理者の指定について（あまぎ水の文化村）であります。

本件は、朝倉市立あまぎ水の文化村は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの指定管理者として公益財団法人あまぎ水の文化村を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、公益財団法人あまぎ水の文化村は朝倉市が2分の1を出資し、水の重要性について住民理解を深め、水の有効利用に資するとともに、水源地域の活

性化と振興に寄与するという朝倉市の政策目的達成のために設立した団体です。

現在、5年間の管理期間中、水の大切さのPR、水源地と都市住民との交流活動、地域活性化のイベント等を積極的に開催するなど、市の施策である水源地からの情報発信という目的をよく理解していること、主として基金の運用益によって、あまぎ水の文化村の管理運営がなされている状況から、また、朝倉市と福岡県の施設から構成されており、市と県が連携して整備した施設であり、一体的に管理運営することが効率的、効果的であることであります。

本委員会といたしましては、これらの執行部の説明を了とし、県とのバランスを考え、入場者数の数字も上がっており、前向きにやっていると評価し、また、あまぎ水の文化村の設立の趣旨から、他の団体では現実的には難しいこと、ハード面、施設面の劣化している現状で、我慢の時期であることから、県と協議を深めて入場者数のアップ、それから朝倉市の交流人口の増加に結びつくような施設にさせていただくように期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 99号議案ですが、るる慎重に審議されたということは高く評価します。二、三点、3月議会との関係におきまして、私なりに問題点があるんじゃないかということを思っておりますので、それに対して委員会でどのように審査されたか、お伺いしたいと思います。

まず第1点としては、前回、3月で出された条例は2.65から3.15に引き上げるという中で、私もここで反対をしたわけですが、その経過、やり方が私たちには全く知らされずに、いきなり条例として2.65から3.15に上げるということについてはいかがなものかと、それを指摘いたしました。

2番目には、この経過の中で、これを上げていくという中で、人事院勧告という形で来たわけですが、これについてはその自治体でそれなりの結論を出すことはできる。あくまでも勧告ですから。その中で、慣例上、議員の身分に関するもの、あるいは報酬に関するもの、あるいは全員で協議していく運営上に関するものは、全員協議会を通じて議員がみんなで十分に周知、承知し、討議をする。その中で一つの方向性を出していくという慣例がありました。この点も3月議会で指摘をいたしました。

今回、先ほどの委員長の説明の中に、執行部は今後全協で知らせていくという言葉がありました。これについては、委員会としてはどのような判断をし、確約をとったのかどうか。一つの言葉として、3月議会であれだけ指摘しておいたのにもかかわらず、今回初めてこういう条例が出てきて承知したということなのです。

これについて、まだほかにも質問しますので、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） まず1番目に、3月議会で2.65から3.15というのがありましたということでございます。経過が不明であったということで、今回はどうかという意見だろうと思います。

11月やったですかね、全協で一度これが出ております、案件として。その中では、僕の判断基準の中では、御意見というのはあんまり出なかったと思います。だから、その後は総務文教であずからにやいかんなということを思いまして、総務文教の中で相当な時間を割いて協議したという経過がございます。

ですから、総務文教としては、そういう形で協議させていただきましたし、相当厳しい意見が飛び交いました。これも事実でございます。これが第1点目でよろしいですかね。

第2点目、人勧という部分で3月従いまして、私たちが結果的に一つの基準としては3月議会を踏襲せないかん、これは人勧という部分があるんじゃないかという一つの判断が骨子としてあります。

それとは別に、今言われたのは、全員協議会の中で十分こういったことは論議せないかんということもございまして、報告の中で申し上げておりましたけれど、やはり事前の協議というのは今後もしっかりやっていくということ、それから執行部のほうからの回答の中で、これも人事院勧告の改正であるということでございましたが、特別職の改正に限り、また、私たち議員というのはありますけれど、全員協議会に事前に説明をし、今後、事前に意見を聞く場を設けるということの確約を文言としてとっております。そういったふうな形で今後も進めていかれるというふうに思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 今、2項目にわたって質問しました。私としては、今の朝倉市の三役あるいは議会議員の報酬が決して他市と比べて高いとは思っていません。かなり、データにも出ておりますように低い。それで、一定の身分保障、報酬を通じた身分保障というのはすべきである、基本的な考えは持っております。

今回こういう形で出されてきました。一つの、人事院勧告を通じて、それに基づいてやるという話で、そこからストレートにそのまま行くというような感じを受けざるを得ないという部分があります。その審議をですね、人事院勧告はあくまでも勧告ですので、やっぱりやっていくべきなんだろうと。これは委員会がどうだこうだじゃなくて、私たち個人が、一人一人が考えていかにやいかん問題だと。あくまでも勧告は勧告としての、諸般の事情と内容を検討して、これだけすべきであるという考え方を出示してきます。地方自治体には地方自治体の事情があります。そういった問題を私たちはしっかりと精査しながら、結論を出していかないかん。

今回、私は、この委員長質問をするに当たり、執行部のほうからも内容を聞きました。

人事院勧告というものの中で、報酬が2つ、勤勉手当と期末手当があると。しかし、私どもは勤勉手当はないわけですから、期末手当という形になりますが、今までは議員のほうは連動してなかったという形で、今回きちんとした人事院勧告に基づいて期末手当も連動した形で考えていこうと。こういった考え方がやっぱり本当に市民の中に十分に周知される。一回一回、こういう問題を、いいんじゃ、悪いんじゃというふうな形で上げたほうがいいのか、悪いかというのは、大きな幅なら別として、一定の人事院勧告に基づくというのは合理性があるわけですから、この前のように2.65をいきなり3.15に上げるという話ではない。条例を、今回出たものを整備していこうということであるというような私は話を聞きました。

そういうことであるならば、やっぱりこれは一定の整理は必要であろうと。委員長報告の中にあつたように、上げるにしても、こういう問題が出たときに明確な基準ということが人事院勧告に基づく連動ということをはっきりと私たちは認識する中で、はっきりと賛成あるいはまた違う角度からの反対ということが出てくるんだろうと思います。

今後、委員会の構成が変わっていくのかもしれませんが、こういった問題をきちっとやっていくということ、これは質問ではありませんけれども、委員会委員長、せっかくでするので、こういう話をする機会がありませんので、ぜひとも委員会は今後ともこの私の意見をとっていただくならば、ぜひとも遵守していただきたいと思います。以上です。

○議長（浅尾静二君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ありがとうございます。

今言われたことは、16番議員が言われましたことは、委員会の中でも当然出てまいりました。そして、同時に、人勧という一つの数字のよりどころとしてありますけれど、これは推移を見てみたら、マイナスのときもあり、プラスのときもあると。こういった中でできておると。だから、不景気になれば下がる。今回はたまたま上がったと。

そういったこともございますけれど、これに関しましては、今後も、やはり判断基準はあるとしても、やっぱりそういったことは当然考えていくべきというように思っておりますので、これ申し送りという形が委員会の中でできるかどうか、わかりません。新しい委員長になりますから、その中でも当然論じられていくべきものと思っております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、

討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番(富田栄一君) 12番。朝倉は今が頑張りどきだという思いのもとに反対討論をいたします。

国の動きは確かに大事でありまして、基本であります。がしかし、地方議会はず市民の目線をしっかり見なくてはいけないと思っております。市民は、大型事業を控えて財政の将来について心配をしています。行財政改革などの財政健全化への具体的な政策がまだ見えてきません。議会の仕事である議会のチェック機能ができない現実があります。朝倉市全体で「今が頑張りどき」を態度であらわすときであり、反対意見といたします。

○議長(浅尾静二君) ほかに、6番半田雄三議員。

○6番(半田雄三君) たくさん意見が出ておりますので、簡単に言いたいところですが、そもそも人事院勧告という部分についてであります。人事行政の最高機関であり、中立の第三者機関である人事院が待遇の改善、公務員の待遇の改善を政府に求める制度であるということ、そして毎年8月ごろ行われ、年1回以上行われておることでもあります。これは公務員がそもそも争議権を剥奪されており、その代償的制度的意味合いも持っておりまして、官民格差の解消を最大の目的としており、世の中の景況感等を客観的に判断して勧告するものであります。

今回のこの99号議案につきましても、0.1の上昇、アップということで出ておりますが、今回の議案が今年度2回目となりますけれども、委員長説明でもありましたとおり、3月議会で議決されたものは27年度の人事院勧告に基づくものであり、今回が28年度の人事院勧告に基づくものであります。3月議会におきまして、この人事院勧告に沿って、国の指定職と同様の扱いが望ましいと議決をしました。今回のこの議案はその決定に沿って提出されたものであり、しかも11月の全協において打診されるという丁寧な取り扱いをされており、全く正当なものであると考えます。

また、行財政改革の観点からの反対意見に対しましては、もちろんその考え方もあるでしょうけれども、議員、特別職においては月々の報酬は固定しており、期末手当のみが対象となり、先ほど申し上げました人事院勧告の最も公正であると考えられる判断の中で、世の中の景況感と連動するというのはこれだけあります。よって、行財政改革の観点から考えるのであれば、現在まで実施してきた議員定数の削減等の問題とか、報酬審議会に委ねている本俸等のほかの部分で行うべきであると考えます。

よって、この議案については賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。朝倉市が誇りを持って仕事ができることを願い、反対討論といたします。

市行政は市民目線が第一であります。市民は、負の財産を子どもたちに残したくないという心配をしております。行財政改革をやるのは執行部しかできません。大型事業を控えて、そして、さらなる健全なる財政の具体的な取り組みを示すときが今でありましょう。大型事業政策と行財政政策で健全な行財政計画を市民に明らかにした後に、誇りを持って給与改正をすべきだと考え、反対討論といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから申し上げておりますとおり、職員に関しましても定数の管理がしっかりなされておられ、行財政改革の観点からも問題はないというふうに考えております。この100号

議案につきましても、人事院勧告に沿って、この議案を議決することが重要だというふう
に考えます。

よって、賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第100号議案は原案のとおり可決
されました。

次に、第108号議案第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本
計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可
決されました。

次に、第109号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可
決されました。

次に、第110号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告
のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案指定管理者の指定について(あまぎ水の文化村)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第93号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 今福勝義君登壇)

○環境民生常任委員長(今福勝義君) ただいま議題となりました第93号議案ほか5件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第93号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてです。

介護保険特別会計、保険事業勘定において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万6,000円を追加し、介護保険法改正対応システム改修事業の繰越明許費を210万6,000円で設定するものです。

介護保険法施行令の一部を改正する政令により、平成30年4月から、介護保険料等の判定に用いる合計所得金額の算定において、収用交換等のために土地等を譲渡した売却収入などについて、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除するなどの対応を行うこととなります。このことから、介護保険特別会計においてシステム改修に係る費用を補正するもので、費用の2分の1は国の補助対象となります。また、繰越明許費については、システム改修の完了までに時間を要することが見込まれることが理由です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第101号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

個人市民税及び法人市民税の延滞金の計算期間の見直し、法人市民税の法人税割の税率の改正、軽自動車税の新たな区分である環境性能割と種別割の規定を設けること及び医療費控除の特例を定めることなどを行うものです。

執行部によると、医療費控除の特例については、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、

医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC薬について、年間1万2,000円を超えて購入した額の所得控除を可能とするもので、特定健診等を受けていることを要件とし、従来の医療費控除と本特例のいずれかの適用となるとのことです。

本委員会としましては、法令の改正等に伴う規定の整備であることから、執行部の説明を了とし、特に医療費控除の特例などについては市民への周知徹底を期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

指定小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内の事業所であれば、看護師または准看護師が他の事業所の職務に従事することができる事業所に、指定地域密着型通所介護事業所を加えるものです。現在、市内に該当する事業所はないものの、看護師等が複数の事業所の職務を兼ねることができれば、経営の安定につながる事が考えられるとのことです。

本委員会としましては、法令の改正に伴う規定の整備であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第104号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

要支援1・2の認定を受けた者を対象とする指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内であれば、看護師または准看護師が他の事業所の職務に従事することができる事業所に、指定地域密着型通所介護事業所を加えることなどを行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第113号議案指定管理者の指定について（福田学童保育所）です。

福田学童保育所の指定管理者を福田学童保育所保護者会に指定するものです。指定の期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとなっています。

選定に当たっては、選定基準に基づき応募団体から提出された事業計画書等の書類審査と、聞き取りなどの事前審査を行った後、朝倉市指定管理者候補者選定委員会で審査が行われ、福田学童保育所保護者会が指定管理者として適格と判断されています。

現在、福田学童保育所は公設民営にて、福田学童保育所保護者会に委託し運営が行われていますが、現体制は児童の健全育成に必要な環境が整えられていること、保護者会が運営を行う体制は、これからの行政と市民との協働における理想的な形であると考え、そして、これまで培ってきた親子・地域・子ども同士の触れ合いを維持していくことが子育て支援に不可欠と考えることが主な理由であるとのことです。

審査に当たっては、指定管理者を定めることによる学童保育所運営などでのメリットについてただしたところ、指定管理者制度により公共性、公益性が保たれ、地域に暮らす子どもに地域の状況に応じたサービス向上が図られるとのことです。

また、委託料は、指定管理となっても金額はほぼ変わらず、事務量については、学童保育料の取り扱い事務の効率化が図られるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、指定管理者制度の導入について、地域の理解を得ながら学童保育所が運営されていくことを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第93号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（福田学童保育所）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

10分間、休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時12分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第94号議案ほか7件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 稲富一實君登壇)

○建設経済常任委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました第94号議案ほか7件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第94号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

工業用水管更新工事において、地下埋設物が想定していた位置と大きく異なっていたため、これに対応した契約内容の変更の必要が生じたことから、工事請負費を1,000万円増額するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算(第1号)についてです。

人事異動に伴う増額分として収益的収入を14万円、収益的支出を66万1,000円増額するものです。なお、収益的収入のうちの14万円は、児童手当に係る一般会計からの繰入金です。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定についてです。

下水道事業を地方公営企業化することに伴い、関係する条例の整備を行うものです。

朝倉市事務分掌条例では、下水道課が市長部局から独立することに伴い、都市建設部から下水道に関するものを削ります。

朝倉市特別会計条例では、下水道課に関する3つの特別会計を削ります。朝倉市公共下水道条例、朝倉市公共下水道事業受益者負担に関する条例等については、「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改めるのが主な改定です。

また、朝倉市農業集落排水事業基金条例及び朝倉市個別排水事業基金条例については、既に全額取り崩しを行っており、再積み立ての必要もないことから、あわせて整理を行います。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第105号議案朝倉市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

自治公民館等の使用料過徴収の原因となった条例を、市の方針どおり、改めて提案するとともに、今後の条例管理が安易となるよう、条文中にあったただし書きを削除し、別表管理とするものです。

自治公民館その他地域で共用する施設として市長が認める個別排水処理施設の使用料の額を1,050円から1,080円に改定します。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

朝倉市水道事業の設置等に関する条例と、議会発議で制定した朝倉市長の専決処分事項の指定について、乖離が生じていたため、整合性を図り、朝倉市長の専決処分事項の指定についてで指定する額と同額とするものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第107号議案朝倉市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてです。

下水道事業を地方公営企業化することに伴い、地方公営企業法において条例で定めることを示されている事項を条文化します。

条例化に当たっては、朝倉市水道事業の設置に関する条例に準じるとともに、予定価格、金額及び面積等の数値においては、他の関係条例等に準じたものとしております。

本委員会といたしましては、地方公営企業に移行することで経営を明確化することができることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第111号議案市道路線の認定についてです。

まず、来春中原2号線、延長26.9メートル、幅員6から8メートル及び来春中原3号線、延長133.3メートル、幅員6メートルについては、開発行為により道路用地として寄附を

受けたことに伴い、認定するものです。

次に、一木・座主園1号線、延長141.7メートル、幅員4から5.2メートルについては、独立行政法人水資源機構が施行した両筑二期寺内幹線水路寺内分木工改築工事に伴い、新設した工事用道路の寄附を受けたことにより、認定するものです。

委員会では、認定予定路線の竣工検査時に行う業者へのコア抜きによる検査の指導状況を確認いたしました。執行部の説明では、面積が1,000平米以上の場合は3カ所以上、1,000平米未満の場合は1カ所以上、コア抜きを行う旨の指導を行っているとのことでした。

これに対し、面積に対してコアを抜く箇所が少な過ぎるとの意見が出され、執行部としては、今後は面積が少なくとも2カ所以上はコアを抜くように業者に指導していくとのことでした。

本委員会では、現地調査を行い、認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第114号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）です。

本年度末で朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理期間が終了するので、来年度から5年間、再度、株式会社三連水車の里あさくらを指定管理者としようとするものです。

執行部の説明によりますと、当該施設は市の農政推進に関係が強く、極めて公共性が高い施設であることから、開設以降9年間、管理運営に携わり、地域との結びつきを着実に深め、売上高及びレジ客数を年々増加させるなど、高い実績と経営ノウハウを持つ株式会社三連水車の里あさくらを公募によらず指定管理者の候補として指定することが、施設の主たる設置目的の達成及び地域の活性化に寄与することになるとのことでした。

また、選考に当たっては、指定管理者候補選考委員会に諮り、審査基準、点検評価や事業計画書などの提出資料をもとに審査を行ったとのことでした。

このことについて、委員会では、競争原理も必要であるにもかかわらず公募ではなく、株式会社三連水車の里あさくらを指定した理由をただしました。執行部によりますと、公募で行うべきであるということは十分認識しているが、地域の現状や課題を十分に把握し、それに向き合って対応している点を評価し、攻めの戦略として外販などを行う中で、朝倉の農産物を都市へ向けて情報発信しており、また集荷に対して高木地区と連携した継続的で地域と密着した事業を展開し始めた現段階で、この動きをとめるべきではないと判断し、指名による妥当性を判断したとのことでした。

また、次回の更新時期に公募を行うかどうかについては、今後の経営状況を見て判断していきたいとのことでした。

さらに、指定管理制度の根底には、独立採算であるべきとの原則がある中で、市からの指定管理料や収益の今後の見通しについて確認をいたしました。執行部によりますと、外販を含め、売り上げ自体も伸び、収益が上がっている中で、指定管理料も年々下がってき

ており、将来的に安定的な経営が保たれば、今後の運営を見詰めつつ、指定管理料のさらなる減額とともに、株主への配当を目指していくことになるとのことでした。

本委員会といたしましては、企業努力の跡が見られ、利益も出ており、株式会社三連水車の里あさくらの今後の戦略に期待を込めて、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。

何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第94号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案平成28年朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案朝倉市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案朝倉市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案の審議を行います。

それでは、第92号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。市の組織が一体となって当たるべきだということで、2つの理由をもって反対討論といたします。

1つには、予算書の15ページ、基金管理費についてです。

杷木地域新設小学校建設準備委員会での市長の約束について、市民は怒っています。市長の約束でありながら、できない理由は担当課に予算がないからでした。補正予算で予算の組み替えをすべきだと思いますし、また担当課に予算がないだけではなくて、丁寧な説明を市民にするべきだと考えます。

しかし、現実には予算に余裕が生じたものを、この補正予算書15ページにあるように、基金に組み替えています——積み立てています。

2つ目には、先ほどの第99号議案、第100号議案に連動していることからです。

今、本当に朝倉は頑張りどきだと思っています。市の組織が一体となって市民サービスに努めていただくことを強く強く祈りながら、反対討論といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。7番堀尾俊浩議員。

○7番（堀尾俊浩君） 私のほうからは賛成の立場で討論させていただきます。

今、先ほど御意見が出ましたが、その中で予算の措置が不適切というか、先々のことを考えてやれということでございます、案が出ておりますが、私はこの場合の基金への繰り入れというのは、僕は妥当だと思っております。

しかし、今後の次年度以降にしっかりとそれを計画の中に織り込んでいく、当初計画にないものを急遽やるのではなくて、計画的に粛々と進めていくという執行部の回答があったと思います。

こういった面で、私は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成28年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会